また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

令和８年２月13日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　高原　　功

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　７人

2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第３号

令和８年３月22日に執行する大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。